

入院時食事療養について

管理栄養士によって管理された食事を適時（夕方であれば午後6時に）適温にて提供しております。

入院時の食費につきましては、一部を患者さまに負担していただき、残りは国民健康保険・健康保険組合などで負担します。

入院時の1食あたりの食事療養費標準負担額

① 一般の方			510円
② 市町村民非課税世帯 (③ 以外の方)	過去12ヶ月 の入院日数	90日まで	240円
		90日 超	190円
③ ②のうち、70歳以上で所得が低所得者の方			110円

②、③について

※詳しくはお住まいの各市町村の市役所などにご確認ください。

※加入されている場合は、標準負担額認定証を1階の入退院受付窓口にお出し
ください。

患者さまへのご案内

1. 朝食・昼食・夕食のいずれも1食510円で計算いたします。（①の場合）
例）1日3食召しあがった場合 510円 × 3食 = 1,530円／日
2. 退院・外出などで食事を中止される場合は、下記の時間までにお申し出ください。
それ以降にお申し出ください。それ以降にお申し出いただいた場合の食事負担金は、患者さまのご負担とさせていただきます。
昼食：9時まで 夕食：14時まで
3. 患者様のご都合で食することができなかった場合についても、食事負担金は、患者さまのご負担とさせていただきます。
4. ご不明な点がございましたら、病棟の看護師または1階の入退院受付窓口にご確認ください。
5. 入院時食事療養費の自己負担額は高額療養費の対象ではございませんので、ご注意ください。